



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

ガス託送供給約款の認可申請に係る査定方針について

平成 28 年 12 月 9 日

電力・ガス取引監視等委員会（内閣府沖縄総合事務局電力・ガス取引監視室）は、内閣府沖縄総合事務局長から意見聴取のあった、ガス会社 1 社の託送供給約款の認可について、別紙のとおり、査定方針をとりまとめました。これをもって、本日、委員会の意見として回答しました。

別紙

府経政策第190号
平成28年12月9日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の認可について（回答）

平成28年8月1日付け府経石ガ第157号により、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第36条第1項の規定に基づき、貴職から当委員会に意見を求められた件については、審査の結果、別添のとおり回答します。

託送供給約款認可申請に係る査定方針

平成28年12月

電力・ガス取引監視等委員会

目 次

はじめに	1 頁
基本的な審査の方針	3 頁
前提計画	4 頁
1. 比較査定対象ネットワーク費用	4 頁
2. 修繕費	4 頁
3. 設備投資関連費用（固定資産除却費、減価償却費、事業報酬）	5 頁
4. 租税課金	6 頁
5. 需要調査・開拓費	7 頁
6. 法人税等	7 頁
7. その他	8 頁

～はじめに～

-審査の経緯-

- (1) 平成28年7月29日付けで、沖縄ガス株式会社(以下、「沖縄ガス」という。)から内閣府沖縄総合事務局長に対し、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)(以下、「法」という。)附則第18条第1項の規定に基づき、託送供給約款認可申請(以下、「託送料金認可申請」という。)が行われ、8月1日に内閣府沖縄総合事務局長より電力・ガス取引監視等委員会(以下、「委員会」という。)へ認可について意見聴取が行われた。
- (2) これを受けて、委員会では、託送料金認可プロセスに外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ中立的・客観的な観点から託送料金査定方針等の検討を行うために、「料金審査専門会合」(座長:安念潤司 中央大学法科大学院教授。以下、「専門会合」という。)を設置した。
- (3) 本年8月に開催された委員会において、東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの3社については、専門会合で審査を行うこととし、それ以外の事業者については、専門会合の議論を反映しつつ、事務局において審査を行った。
- (4) 専門会合は平成28年8月9日に初回(第14回)が開催され、12月1日までに計8回開催された。
- (5) 専門会合は、審議の透明性を高めるため、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催するとともに、会議のインターネット中継を行った。加えて、全8回について、オブザーバー(消費者団体、中小企業団体、新規参入者、消費者庁等)の参加を得て、活発にご議論をいただいた。
- (6) また、広く一般の意見を聴取するため、第19回専門会合においては、「ガス会社の託送料金認可申請に対する意見の募集」に寄せられた生の意見を公表するなどし、議論に反映してきた。
- (7) 9月29日の第17回審査会合以降、委員が3人1組となって、担当分野につき査定方針の検討を行った。委員は、事務局がガス会社から提出を受けた契約書のコピーを含む資料を確認し、必要に応じてガス会社に対し資料の追加提出を要請した。委員から事務局に対するヒアリングは、延べ147回、約163時間に及んだ。
- (8) こうした確認作業に基づき、委員は事務局に対し、担当分野の査定方針に係る資料の作成を指示し、事務局はヒアリング時の委員の指摘や追加コメントを踏まえ資料を作成・修正し、委員による資料の確認を受けた。その結果、第21回(12月1日)専門会合で査定方針案が取りまとめられ、同日、電力・ガス取引監視等委員会に提出された。

(9) なお、専門会合が、査定方針案を取りまとめるに当たっては、改正法、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令」(以下、「算定省令」という。)及び「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領」(以下、「審査要領」という。)等、あらかじめ定められたルールに則り、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討した。

(10) 委員会は専門会合で取りまとめられた査定方針案をもって、以下のとおり内閣府沖縄総合事務局長から意見聴取のあった事業者にかかる査定方針を策定した。

【申請の概要】

託送料金原価の内訳(3年平均)

(単位:千円)

	3年平均
比較査定対象ネットワーク費用	512,691
需給調整費	-
修繕費	38,372
租税課金(事業税・道路課金等)	113,354
固定資産除却費	18,469
減価償却費	427,106
バイオガス調達費	-
需要調査・開拓費	1,833
事業者間精算費	-
営業外費用	-
法人税等	11,636
事業報酬(レートベース、事業報酬率)	75,123
控除項目(営業雑益、雑収入)	△ 7,898
NW 総原価	1,190,686

～基本的な審査の方針～

法附則第18条第1項の規定に基づき、本年7月に認可申請がなされた託送供給約款について、算定省令や審査要領、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値」(以下、「告示」という。)等の法令関連規定、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会(以下、「ガス小委」という。)での議論の結果に照らし、申請された料金が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の法律第五条の規定による改正後のガス事業法(以下、「新ガス事業法」という。)の要件に合致したものであるかを審査する必要がある。

今回は、全国で100を超える一般ガス事業者から一度に託送料金認可申請が行われること、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目については比較査定(ヤードスティック方式)を採用することとされた。

営業費用																営業費用以外												
労務費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	試験研究費	教育費	たな卸減耗費	貸倒償却	雑費	一般管理費	需給調整費	修繕費	租税課金	固定資産除却費	減価償却費	バイオガス調達費	需要調査・開拓費	事業者間精算費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

■ 比較査定対象費用
 □ 個別査定対象費用

なお、「託送料金原価」とは、算定省令第二条第1項の原価等を指す。

前提計画(需要想定・設備投資計画)

1. 需要想定

<査定結果>

平成27年度の実績ベースと原価算定期間の平成31年度の予想需要量の増加率が大幅な伸びを示していたことから、査定を実施したところ、合理性のある需要量と判断した。

2. 設備投資金額

<査定結果>

(1) 供給計画に基づき適正に算定されていることを確認した。

(2) 未契約分については、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係るものは託送料金原価から減額する。

—比較査定対象ネットワーク費用—

<査定結果>

(1) 将来の導管総延長数は、過去の供給計画(過去3年平均)及び平成27年度導管延伸(新設と廃止)の実績値を踏まえて算定した結果、導管総延長が短くなる部分については、託送料金原価から減額する。

10,707千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

50,298千円(3年平均)

計 61,005千円託送料金原価から減額する

—修繕費—

<査定結果>

(1) 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。

438千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

3, 146千円(3年平均)

計 3, 584千円託送料金原価から減額する

—設備投資関連費用—(固定資産除却費、減価償却費、事業報酬)

1. 固定資産除却費

<査定結果>

(1) 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。

738千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

1, 846千円(3年平均)

計 2, 584千円託送料金原価から減額する

2. 減価償却費

<査定結果>

(1) 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。

3, 152千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

42, 710千円(3年平均)

計 45, 862千円託送料金原価から減額する

3. 事業報酬

<査定結果>

(1)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。

487千円(3年平均)

(2)託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

7,512千円(3年平均)

計 7,999千円託送料金原価から減額する

—租税課金—

1. 事業税

<査定結果>

・託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

1,456千円(3年平均)

計 1,456千円託送料金原価から減額する

2. 固定資産税

<査定結果>

(1)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係るものは託送料金原価から減額する。

130千円(3年平均)

(2)託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

2,748千円(3年平均)

計 2,878千円託送料金原価から減額する

3. 道路占用料

<査定結果>

(1) 導管総延長数が過大であることから申請原価から減額する。

2, 045千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

6, 934千円(3年平均)

計 8, 979千円託送料金原価から減額する

—需要調査・開拓費—

<査定結果>

・需要調査費は妥当性に欠けることから認めない。

1, 833千円(3年平均)

計 1, 833千円託送料金原価から減額する

—法人税—

<査定結果>

・託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

1, 163千円(3年平均)

計 1, 163千円託送料金原価から減額する

—その他—

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

受入地点よりも払出地点の圧力が高い同一区域内の託送について
同一区域内で、受入地点よりも払出地点の圧力が高い託送供給については、当該区域内の圧力ごとのガスの需給状況を踏まえて対応できる範囲であれば、実現可能である場合が多いと考えられる。
したがって、ガス導管事業者は、こうした託送供給依頼について、特段の支障がない限り原則として引き受けるべきであり、託送供給約款においても、こうした託送供給を引き受けないとしている規定は修正する。

(2) その他

その他、記載誤り等についても修正する。